

---

1960 日米安全保障条約改定（新日米安全保障条約）  
1965 アメリカ、ベトナム戦争本格介入

---

1971 非核三原則を国会決議  
「戦力」に関する政府統一見解（1972）

戦力とは文字通り戦う力である。憲法第9条第2項が保持を禁止しているのは、自衛のための必要最小限度を超えるものである。

「専守防衛」に関する政府統一見解（1972）

専守防衛とは相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その防衛力行使の態様も自衛のための必要最小限度にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいうもの。我が国の防衛の基本的な方針。

---

1991 湾岸戦争→自衛隊の掃海艇をペルシャ湾へ  
ペルシャ湾への海上自衛隊派遣に関する見解  
（1992）

正式停戦が成立し、湾岸に平和が回復した状況の下で、わが国船舶の航行の安全を確保するためであり、武力行使の目的をもつものではなく、憲法の禁止する海外派兵に当たるものではない。

---

1992 P K O 協力法制定→自衛隊をカンボジアへ  
外国での武器の使用に関する政府統一見解  
（1992）

例えば、自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防衛するために必要な最小限の「武器の使用」は、憲法第9条第1項で禁止された「武器の行使」には当たらない。

---

1995 新防衛計画の大綱を閣議決定  
1997 新ガイドライン(日米防衛協力のための指針)策定  
1999 周辺事態法などガイドライン関連法制定

---

2001 同時多発テロ勃発  
テロ対策特別措置法制定  
集団的自衛権に関する政府見解（2001）

我が国が国際法上集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然であるが、集団的自衛権を行使することは、憲法第9条の下において許容されている範囲を超えるもので許されない。